

令和 4 年



第 2 回臨時會議案

北海道恵庭市

報告第1号

恵庭市税条例の一部改正について（専決処分）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和4年4月13日提出

恵庭市長 原 田 裕

専決処分書

恵庭市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

恵庭市長 原 田 裕

恵庭市税条例の一部を改正する条例

恵庭市税条例（昭和51年条例第8号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
<p>第1条～第24条（略）</p> <p>（寄附金税額控除）</p> <p>第24条の2 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第21条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1) 次に掲げる寄附金又は金銭のうち、別表第1に掲げるもの ア～エ（略） オ 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人(所得税法施行令の一部を改正する政令(平成20年政令第155号)附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。)に対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。) カ～コ（略）</p> <p>(2)（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>第1条～第24条（略）</p> <p>（寄附金税額控除）</p> <p>第24条の2 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第21条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1) 次に掲げる寄附金又は金銭のうち、別表第1に掲げるもの ア～エ（略） オ 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____に対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p> <p>カ～コ（略）</p> <p>(2)（略）</p> <p>2（略）</p>

現行	改正案
<p>第 25 条～第 44 条の 5 (略)</p> <p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第 45 条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第 321 条の 8 第 1 項、第 2 項、第 4 項、第 19 項、第 22 項及び第 23 項の規定による申告書(第 10 項、第 11 項及び第 13 項において「納税申告書」という。)を、同条第 1 項、第 2 項、第 4 項、第 19 項及び第 23 項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第 22 項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第 1 項後段及び第 3 項の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第 22 号の 4 様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 法第 321 条の 8 第 60 項に規定する特定法人である内国法人は、第 1 項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、<u>同条第 60 項</u>及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第 11 項において「申告書記載事項」という。)を、法第 762 条第 1 号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第 11 項において「機構」という。)を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。</p> <p>10～14 (略)</p> <p>15 第 12 項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、<u>法第 321 条の 8 第 69 項</u>の処分又は前項の届出書の提出があつたときは、これらの処分又は届出書の提出があつた日の翌日以後の第 12 項前段の期間内に行う第 9 項の申告については、第 12 項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項</p>	<p>第 25 条～第 44 条の 5 (略)</p> <p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第 45 条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第 321 条の 8 第 1 項、第 2 項、第 4 項、第 19 項、第 22 項及び第 23 項の規定による申告書(第 10 項、第 11 項及び第 13 項において「納税申告書」という。)を、同条第 1 項、第 2 項、第 4 項、第 19 項及び第 23 項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第 22 項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第 1 項後段及び第 3 項の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第 22 号の 4 様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 法第 321 条の 8 第 62 項に規定する特定法人である内国法人は、第 1 項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、<u>同条第 62 項</u>及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第 11 項において「申告書記載事項」という。)を、法第 762 条第 1 号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第 11 項において「機構」という。)を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。</p> <p>10～14 (略)</p> <p>15 第 12 項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、<u>法第 321 条の 8 第 71 項</u>の処分又は前項の届出書の提出があつたときは、これらの処分又は届出書の提出があつた日の翌日以後の第 12 項前段の期間内に行う第 9 項の申告については、第 12 項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項</p>

現行	改正案
<p>前段の承認を受けたときは、この限りでない。 16 (略)</p>	<p>前段の承認を受けたときは、この限りでない。 16 (略)</p>
<p>第 46 条～第 81 条 (略)</p>	<p>第 46 条～第 81 条 (略)</p>
<p>(固定資産課税台帳の閲覧の手数料) 第 81 条の 2 法第 382 条の 2 に規定する固定資産課税台帳_____の閲覧の手数料は、 _____の閲覧の手数料は、 恵庭市手数料徴収条例の定めるところによる。 ただし、法第 416 条第 3 項又は第 419 条第 8 項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合にあつては、手数料を徴しない。</p>	<p>(固定資産課税台帳の閲覧の手数料) 第 81 条の 2 法第 382 条の 2 に規定する固定資産課税台帳(同条第 1 項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の閲覧の手数料は、 恵庭市手数料徴収条例の定めるところによる。 ただし、法第 416 条第 3 項又は第 419 条第 8 項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合にあつては、手数料を徴しない。</p>
<p>(固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料) 第 81 条の 3 法第 382 条の 3 に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書_____ _____の交付手数料は、恵庭市手数料徴収条例の定めるところによる。</p>	<p>(固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料) 第 81 条の 3 法第 382 条の 3 に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の交付手数料は、恵庭市手数料徴収条例の定めるところによる。</p>
<p>第 82 条～第 149 条 (略)</p>	<p>第 82 条～第 149 条 (略)</p>
<p>附 則 第 1 条～第 8 条 (略)</p>	<p>附 則 第 1 条～第 8 条 (略)</p>
<p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第 8 条の 2 法附則第 15 条の 6 第 1 項又は第 2 項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の 1 月 31 日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。 (1)～(3) (略) 2～7 (略) 8 法附則第 15 条の 9 第 9 項の熱損失防止改修</p>	<p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第 8 条の 2 法附則第 15 条の 6 第 1 項又は第 2 項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の 1 月 31 日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。 (1)～(3) (略) 2～7 (略) 8 法附則第 15 条の 9 第 9 項の熱損失防止改修</p>

現行	改正案
<p><u>住宅</u> 又は同条第 10 項の<u>熱損失防止改修専有部分</u> について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第 9 項に規定する<u>熱損失防止改修工事</u> が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 9 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>熱損失防止改修工事</u> が完了した年月日</p> <p>(5) <u>熱損失防止改修工事</u> に要した費用及び令附則第 12 条第 31 項に規定する補助金等</p> <p>(6) <u>熱損失防止改修工事</u> が完了した日から 3 月を経過した後に申告書を提出する場合には、3 月以内に提出することができなかった理由</p> <p>9 (略)</p> <p>10 法附則第 15 条の 9 の 2 第 4 項に規定する<u>特定熱損失防止改修住宅又は同条第 5 項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分</u> について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第 15 条の 9 第 9 項に規定する<u>熱損失防止改修工事</u> が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 11 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>熱損失防止改修工事</u> が完了した年月日</p> <p>(5) <u>熱損失防止改修工事</u> に要した費用及び令附則第 12 条第 31 項に規定する補助金等</p> <p>(6) <u>熱損失防止改修工事</u> が完了した日から 3 月を経過した後に申告書を提出する場合には、3 月以内に提出することができなかった理由</p> <p>11 (略)</p> <p>第 9 条・第 9 条の 2 (略)</p> <p>(宅地等に対して課する令和 3 年度から令和 5</p>	<p><u>等住宅又は同条第 10 項の熱損失防止改修等専有部分</u> について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第 9 項に規定する<u>熱損失防止改修工事等</u> が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 9 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>熱損失防止改修工事等</u> が完了した年月日</p> <p>(5) <u>熱損失防止改修工事等</u> に要した費用及び令附則第 12 条第 31 項に規定する補助金等</p> <p>(6) <u>熱損失防止改修工事等</u> が完了した日から 3 月を経過した後に申告書を提出する場合には、3 月以内に提出することができなかった理由</p> <p>9 (略)</p> <p>10 法附則第 15 条の 9 の 2 第 4 項に規定する<u>特定熱損失防止改修等住宅又は同条第 5 項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分</u> について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第 15 条の 9 第 9 項に規定する<u>熱損失防止改修工事等</u> が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 11 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>熱損失防止改修工事等</u> が完了した年月日</p> <p>(5) <u>熱損失防止改修工事等</u> に要した費用及び令附則第 12 条第 31 項に規定する補助金等</p> <p>(6) <u>熱損失防止改修工事等</u> が完了した日から 3 月を経過した後に申告書を提出する場合には、3 月以内に提出することができなかった理由</p> <p>11 (略)</p> <p>第 9 条・第 9 条の 2 (略)</p> <p>(宅地等に対して課する令和 3 年度から令和 5</p>

現行	改正案
<p>年度までの各年度分の固定資産税の特例)</p> <p>第 10 条 宅地等に係る令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 の 2 の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に 100 分の 5</p> <hr/> <p>_____を乗じて得た額を加算した額(令和 3 年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合)</p> <p>第 10 条の 2 法附則第 15 条第 2 項第 1 号に規定する市町村の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。</p> <p>2 法附則第 15 条第 2 項第 5 号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>4 分の 3</u> とする。</p> <p>3 法附則第 15 条第 27 項第 1 号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。</p> <p>4 法附則第 15 条第 27 項第 1 号ロに規定する設</p>	<p>年度までの各年度分の固定資産税の特例)</p> <p>第 10 条 宅地等に係る令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 の 2 の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に 100 分の 5(商業地等に係る令和 4 年度分の固定資産税にあつては、100 分の 2.5)を乗じて得た額を加算した額(令和 3 年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合)</p> <p>第 10 条の 2 法附則第 15 条第 2 項第 1 号に規定する市町村の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。</p> <p>2 法附則第 15 条第 2 項第 5 号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>5 分の 4</u> とする。</p> <p>3 法附則第 15 条第 26 項第 1 号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。</p> <p>4 法附則第 15 条第 26 項第 1 号ロに規定する設</p>

現行	改正案
<p>備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>5 法附則第15条第27項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>6 法附則第15条第27項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>7 法附則第15条第27項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>8 法附則第15条第27項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>9 法附則第15条第27項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>10 法附則第15条第27項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>11 法附則第15条第27項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>12 法附則第15条第27項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>13 法附則第15条第30項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>14 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>15 法附則第15条第35項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>16・17 (略)</p> <p>第10条の3～第28条 (略)</p>	<p>備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>5 法附則第15条第26項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>6 法附則第15条第26項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>7 法附則第15条第26項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>8 法附則第15条第26項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>9 法附則第15条第26項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>10 法附則第15条第26項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>11 法附則第15条第26項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>12 法附則第15条第26項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>13 法附則第15条第29項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>14 法附則第15条第33項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>15 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>16・17 (略)</p> <p>第10条の3～第28条 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の恵庭市税条例の規定
中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、
令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を
改正する法律（令和4年法律第1号）第1条の規定による改正前の地方税法附則第15
条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例
による。

報告第2号

恵庭市都市計画税条例の一部改正について（専決処分）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和4年4月13日提出

恵庭市長 原 田 裕

専決処分書

恵庭市都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

恵庭市長 原 田 裕

恵庭市都市計画税条例の一部を改正する条例

恵庭市都市計画税条例（昭和 5 1 年条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
<p>第 1 条～第 6 条（略）</p> <p>附 則</p> <p>1・2（略）</p> <p>（法附則第 15 条第 34 項の条例で定める割合）</p> <p>3 法附則第 15 条第 34 項に規定する市町村の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。</p> <p>（法附則第 15 条第 35 項の条例で定める割合）</p> <p>4 法附則第 15 条第 35 項に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。</p> <p>（宅地等に対して課する令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の都市計画税の特例）</p> <p>5 宅地等に係る令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第 702 条の 3 の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に 100 分の 5</p> <p>_____を乗じて得た額を加算した額（令和 3 年度分の都市計画税にあたっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3（第 18 項を除く。）又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とす</p>	<p>第 1 条～第 6 条（略）</p> <p>附 則</p> <p>1・2（略）</p> <p>（法附則第 15 条第 33 項の条例で定める割合）</p> <p>3 法附則第 15 条第 33 項に規定する市町村の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。</p> <p>（法附則第 15 条第 34 項の条例で定める割合）</p> <p>4 法附則第 15 条第 34 項に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。</p> <p>（宅地等に対して課する令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の都市計画税の特例）</p> <p>5 宅地等に係る令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第 702 条の 3 の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に 100 分の 5（商業地等に係る令和 4 年度分の都市計画税にあっては、100 分の 2.5）を乗じて得た額を加算した額（令和 3 年度分の都市計画税にあたっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3（第 18 項を除く。）又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とす</p>

現行	改正案
<p>る。</p> <p>6～13 (略)</p> <p>14 法附則第 15 条第 1 項、第 10 項、<u>第 15 項から第 19 項まで、第 21 項、第 22 項、第 26 項、第 29 項、第 33 項から第 35 項まで、第 37 項から第 39 項まで、第 42 項若しくは第 43 項、</u>第 15 条の 2 第 2 項、第 15 条の 3 又は第 63 条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第 2 条第 2 項中「又は第 33 項」とあるのは「若しくは第 33 項又は附則第 15 条から第 15 条の 3 まで若しくは第 63 条」とする。</p> <p>15 (略)</p>	<p>る。</p> <p>6～13 (略)</p> <p>14 法附則第 15 条第 1 項、第 10 項、<u>第 14 項から第 18 項まで、第 20 項、第 21 項、第 25 項、第 28 項、第 32 項から第 36 項まで、第 39 項、第 40 項若しくは第 44 項</u>、第 15 条の 2 第 2 項、第 15 条の 3 又は第 63 条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第 2 条第 2 項中「又は第 33 項」とあるのは「若しくは第 33 項又は附則第 15 条から第 15 条の 3 まで若しくは第 63 条」とする。</p> <p>15 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の恵庭市都市計画税条例の規定は、令和 4 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和 3 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

報告第3号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された事項について次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年4月13日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

1 案件名

令和4年3月9日未明に発生した恵庭市営住宅福住団地2号棟物置からの落雪により、軽自動車を損傷させた事故に係る和解及び損害賠償額の決定

2 和解の相手方

(住所)

(氏名)

3 和解の要旨

軽自動車を損傷させた事故について、市は、建物管理上の瑕疵があったことを認め、その損害を賠償する。

4 損害賠償の額

修理費他 260,720円

5 専決処分年月日

令和4年4月5日

議案第1号

令和4年度恵庭市一般会計補正予算（第1号）

令和4年度恵庭市一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ165,048千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30,503,048千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加及び変更は、「第二表 債務負担行為補正」による。

令和4年4月13日提出

恵庭市長 原 田 裕

第一表 歳入歳出予算補正

歳入

千円

款	項	補正前の額	補正額	計
16. 国庫支出金		5,878,528	65,007	5,943,535
	2. 国庫補助金	1,724,782	65,007	1,789,789
20. 繰入金		2,093,472	100,041	2,193,513
	1. 繰入金	2,093,472	100,041	2,193,513
歳入	合計	30,338,000	165,048	30,503,048

歳出

千円

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		3,469,084	165,048	3,634,132
	1. 総務管理費	3,250,904	165,048	3,415,952
歳出	合計	30,338,000	165,048	30,503,048

第二表 債務負担行為補正

(追加)

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
令和4年度環境管理車両更新事業	令和5年度～7年度	866

(変更)

(単位 千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
令和4年度新型コロナウイルス対策融資に伴う利子補給事業	令和5年度～6年度	1,952	令和5年度～7年度	5,928

令和 4年度恵庭市一般会計補正予算（第1号）説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
16. 国庫支出金	千円 5,878,528	千円 65,007	千円 5,943,535
20. 繰入金	2,093,472	100,041	2,193,513
歳入合計	30,338,000	165,048	30,503,048

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国支出金	道支出金	地方債	その他	
2. 総務費	千円 3,469,084	千円 165,048	千円 3,634,132	千円 65,007	千円 0	千円 0	千円 0	千円 100,041
歳出合計	30,338,000	165,048	30,503,048	65,007	0	0	0	100,041

2. 歳入

(款) 16 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
8 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	千円 134,993	千円 65,007	千円 200,000	1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	千円 65,007	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 (本省繰越) 千円 65,007
計	1,724,782	65,007	1,789,789			

(款) 20 繰入金

(項) 1 繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 基金繰入金	千円 2,075,888	千円 100,041	千円 2,175,929	1 財政調整基金繰入金	千円 100,041	財政調整基金繰入金 千円 100,041
計	2,093,472	100,041	2,193,513			

3. 歳出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国道支出金	地方債	その他				
17 諸 費	千円 371,883	千円 165,048	千円 536,931	千円 65,007	千円	千円	千円 100,041	千円	千円	
				国				10 需用費	250	4. 新型コロナウイルス対策事業費 (165,048)
								11 役務費	403	需用費 250
								13 使用料及び賃借料	50	消耗品費 200
								18 負担金補助及び交付金	164,345	印刷製本費 50
										役務費 403
										通信運搬費 150
										広告料 220
										手数料 33
										使用料及び賃借料 50
										負担金補助及び交付金 164,345
										4-2. 金融対策事業費 (3,545)
										負担金補助及び交付金 3,545
										北海道新型コロナウイルス感染症緊急貸付利子補給金 1,000
										北海道新型コロナウイルス感染症緊急貸付保証料補給金 2,545
										4-11. 小規模事業者事業継続支援金支給事業費 (161,503)
										需用費 250
										消耗品費 200
										印刷製本費 50
										役務費 403
										通信運搬費 150
										広告料 220
										手数料 33
										使用料及び賃借料 50
										負担金補助及び交付金 160,800
										小規模事業者事業継続支援金 160,800
計	371,883	165,048	536,931	65,007			100,041			

説明資料
(一般会計)

(千円)

款	項	目	経費名	補正額	補正額の財源内訳					説明
					国庫支出金	道支出金	地方債	その他	一般財源	
2 総務費	1 総務管理費	17 諸費	4-2 金融対策事業費	3,545					3,545	新型コロナウイルス感染症の影響に対応する金融対策事業の実施
2 総務費	1 総務管理費	17 諸費	4-11 小規模事業者事業継続支援金支給事業費	161,503	65,007				96,496	市内小規模事業者への事業継続支援金の支給
合計				165,048	65,007	0	0	0	100,041	一般財源の内訳 財政調整基金繰入金 100,041